

## 第4節

神奈川県における施設・区域の整理等に  
係る日米間の基本的合意

(平成16年10月18日)

## ....Outline....

日米両政府は、神奈川県における施設・区域の在り方について協議を重ねた結果、平成16年10月18日の日米合同委員会において、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜地域における米軍家族住宅等の建設と横浜市に所在する6施設・区域の返還に関する基本的な考え方について合意した。

政府は、今後、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜地域における米軍家族住宅等の建設作業を進めつつ、残る5施設・区域（1施設・区域は返還済み）について、地元の要望等を踏まえ、早期返還を米側に要請していくこととしている。

## ● 背景と経緯

神奈川県における施設・区域に関しては、次のような課題が存在していた。

- ① 神奈川県、横浜市等は、同県に所在する施設・区域の存在がまちづくりを進める上で大きな障害となっているなどとして、累次の機会にその返還を要望してきた。
- ② 国会等において、同県内の一部施設・区域について遊休化しているのではないかといった議論がなされてきた。
- ③ 同県内における米軍の住宅不足が深刻である。

これらを踏まえ、平成15年2月21日以降、日米合同委員会の下部機関である施設特別委員会の下に置かれる施設調整部会において、神奈川県内の米海軍の施設・区域に焦点を当て、これら施設・区域の在り方について協議を進めてきた。

その結果、同年7月18日に開催された施設調整部会の第2回会合において、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜地域における米軍家族住宅（800戸程度）及びその支援施設の建設の必要性和横浜市に所在する4施設・区域（上瀬谷通信施設の一部、深谷通信所、富岡倉庫地区及び根岸住宅地区）の返還の可能性について日米間の認識が一致した。

これを受け、防衛施設庁は、横浜市等に対し、施設調整部会の第2回会合の協議内容について説明の上、理解と協力を求めたところ、平成16年8月4日、中田横浜市長は、市民にとっての現実的な対応の中での最善の解決策として、返還される施設・区域の増加及び

その面積の拡大（上瀬谷通信施設の全部返還、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の飛び地の返還、小柴貯油施設の返還）並びに住宅建設戸数の削減等について新たな提案を表明し、翌5日、石破防衛庁長官に対しその実現を要請した。

防衛施設庁は、この提案について重く受け止め、最大限努力するとの考えの下、改めて米側と協議した結果、同年9月2日に開催された施設調整部会の第3回会合において、同部会の第2回会合の協議内容に次の諸点を加えることについて日米間の認識が一致した。

- ① 一部返還としていた上瀬谷通信施設を全部返還する。
- ② 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の飛び地部分を返還する。
- ③ 小柴貯油施設の一部を返還する。
- ④ 住宅建設戸数について700戸程度に縮減する。

同月22日、中田横浜市長は、この日米間の協議結果を評価し、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅等の建設及び施設・区域の返還について具体的協議に入る旨を表明し、同日、石破防衛庁長官と会談しその旨を伝達した。

このような経緯を経て、同年10月18日、日米合同委員会において、上記の「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における米軍家族住宅等の建設と横浜市に所在する6施設・区域の返還に関する基本的な考え方について合意するに至った。

## ● 今後の対応

その後、防衛施設庁は、上記の合意事項を実施すべく鋭意努力し、本件住宅等の建設に関しては、平成16年度において現地概況調査及び法規制に係る検討等を、平成17年度において地形測量等を、平成18年度においては基本構想の策定をそれぞれ実施したところであり、平成19年度以降、基本設計、実施設計、環境影響評価手続等を経て本工事に着手することとしている。



上瀬谷通信施設

（国土地理院撮影の空中写真（平成16年撮影））



小柴貯油施設

（国土地理院撮影の空中写真（平成16年撮影））

しかしながら、逗子市は、本件住宅等の建設について反対の姿勢を示しており、平成6年11月のいわゆる三者合意に基づき、国には、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域においても、米軍家族住宅を追加建設してはならない義務があること及び「緑地の現況保全」をする義務があることの確認を求める訴訟を平成16年9月17日に提起した。

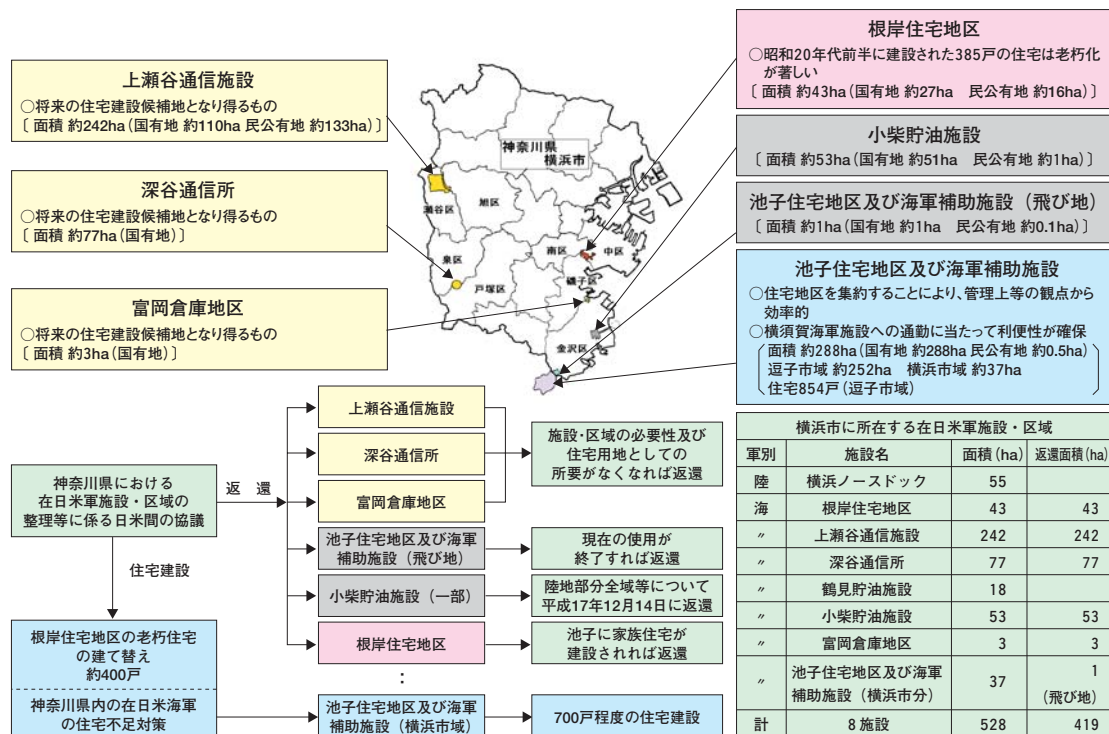
延べ6回にわたる口頭弁論が開かれ、国は、本件訴えが「裁判所法」(昭和22年法律第59号)第3条第1項にいう「法律上の争訟」には当たらず、確認の利益を欠き、不適法である旨主張し、その結果、平成18年3月22日、横浜地方裁判所において、逗子市の訴えを却下する判決が言い渡された。

しかしながら、逗子市は、同年4月3日、当該判決を不服として東京高等裁判所に控訴し、2回の口頭弁論を経て、平成19年2月15日、同裁判所において、逗子市の控訴を棄却する判決が言い渡されたところである(その後、逗子市は、上告を断念し、同年3月2日、判決が確定)。

横浜市に所在する6施設・区域の返還に関しては、当該6施設・区域のうち、小柴貯油施設の西側の一部約10haの返還が合意されていたところであるが、以後、同市からの早期全面返還要請を踏まえ、米側と鋭意協議を重ねた結果、平成17年12月14日、この10haを含め、本施設の陸地部分全域等が返還されたところである。

この結果、横浜市に所在する施設・区域約528haの約8割(約419ha)について返還が合意されたことになる。

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等について



本件住宅等の建設は、神奈川県に所在する6施設・区域約419haに及ぶ大規模な返還を実現するとともに、同県における米軍の当面の住宅不足を解消するものであり、日米安保条約の目的達成のためにも必要不可欠なものであることから、防衛施設庁としては、米側及び関係地方公共団体等との間で調整を行いつつ、その実現に向け鋭意努力しており、また、残る5施設・区域の返還について、地元の要望等を踏まえ、早期返還を米側に要請していく考えである。

キーパーソンの証言  
22

## 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等について

横浜市都市経営局基地対策部基地対策課長  
(当時：横浜市総務局基地対策部基地対策課長)

安藤 浩幸氏



平成17年12月、横浜市内の米軍施設・小柴貯油施設の返還が実現した。面積は53ha余。横浜海浜住宅地区（71ha）等が返還された昭和57年3月以来、四半世紀ぶりの大規模返還となった。

横浜には、昭和20年の終戦直後から、日本全土の占領政策を担う米第八軍司令部が置かれ、関内周辺の市街地や横浜港の港湾施設を中心に、市内が広範にわたり接收された。規模は最大で1,200haにも及び、平和条約が発効した昭和27年においても、110を超す米軍施設が存在するなど、広範かつ長期の接收は、市民の生活基盤や経済基盤を奪い、横浜の戦災復興を著しく遅らせる要因となった。

以来、横浜市は、防衛施設庁等に早期全面返還の要望を重ねてきたが、このような取組を進める中、平成15年に始まったのが、横浜市内の在日米海軍施設を対象とする「神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する日米間の協議」であった。

当時、市内には8施設528haの米軍施設が所在し、昭和57年以降の返還は2施設3haという状況であった。このような中、平成15年7月に横浜防衛施設局から協議内容が示されたが、その内容は、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等の建設がなされれば、4施設を対象とした返還（総面積の48%相当）について考慮するというものであった。

この申し入れに対し、中田市長は、石破防衛庁長官等との会談に臨んだが、「住宅等の建設と施設の返還については一連の案件であり、一括して処理すべきもの」との国の主



張は変わらず、翌平成16年8月、それまでの議会での議論や地元の苦渋や心配の声等を背景に、市民にとっての最善の解決策として、住宅等建設については緑の保全と建設戸数の削減、一方、返還については施設及び面積の拡大を求める市長声明を発表するに至った。

そして、この横浜市の新たな提案を政府として重く受け止めた結果、平成16年10月に、上瀬谷通信施設・深谷通信所・富岡倉庫地区・根岸住宅地区の全部、小柴貯油施設の一部、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地（総面積の71%）の返還等が日米間で合意された。更に、小柴貯油施設の全部返還の要望を重ねる中、1年後の平成17年10月には陸地部分全域の返還が合意となり、総面積の79%が返されることとなった。

横浜市は現在、跡地利用の検討を鋭意進めているが、利用促進には、着実な返還とともに、国有地や国事業等に関する関係省庁の協力が不可欠である。防衛施設庁には、これまでも米側との返還協議をはじめ、跡地利用構想検討委員会への参画等に協力をいただいていたが、統合後も、地元の実情や要望に一層の配慮がなされることを心から期待している。